狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年条例第16号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第6項中「食事療養標準負担額」の次に「(15歳に達した日の属する年度 の末日までにある者に係るものを除く。)」を加える。

第3条第3項第5号を削る。

第6条第1項中「から次の各号に規定する額を控除した額」を「の額」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

第7条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する保険医療機関等において医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求により、当該医療に係る一部 負担金に相当する額を当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、同項の受給者に対し、当該医療に係るひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後の診療等に係る医療費について適用し、施行日前 の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

(狭山市こども医療費支給条例の一部改正)

3 狭山市こども医療費支給条例(昭和48年条例第22号)の一部を次のように改 正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

(狭山市こども医療費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の狭山市こども医療費支給条例第3条の規定は、施行日 以後の診療等に係る医療費について適用し、施行日前の診療等に係る医療費につい ては、なお従前の例による。

令和元年6月10日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 提案理由

ひとり親家庭等の医療に係る利便性の向上を図るため、ひとり親家庭等医療費の窓 口払いを廃止するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。